

初回 2020年2月5日 掲示

【注意】新型コロナウイルス感染症について

発熱等で会社を休むなどの連絡を受けた場合は、部署長・部門長に報告し、部署長・部門長は事業所の安全衛生委員に連絡をお願いします。

本社：山口・辻担当
八木工場：寺崎課長・小西係長
京都工場：西川次長・嘉村担当
東京営業所：井上係長

2020年2月27日 追記

昨日(2/25) 日本政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より基本方針が発表されました。

手洗い・うがいが有効とされていますので、外出先から戻ったら励行をお願いします。

発熱等の風邪症状がある場合は、無理に出社しないようにしてください。

次の症状がある方は、直接、医療機関へ受診せず、事前に下記問い合わせ先まで相談してください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- ※高齢者や基礎疾患等のある場合は、上の状態が2日程度続く場合

京都府専用相談窓口、帰国者・接触者相談センター
受付時間：平日・土・日・祝日 24時間対応
電話番号：075-414-4726

各保健所でも平日8:30～17:15の間で相談受付可能です
乙訓保健所 向日市上植野町馬立8 電話 075-933-1153
山城北保健所 宇治市宇治若森7-6 電話 0774-21-2911
南丹保健所 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 電話 0771-62-2979

京都市新型コロナウイルス感染症専用相談窓口
電話番号：075-222-3421
受付時間：24時間対応(土日・祝日も実施)

滋賀県帰国者・接触者相談センター
滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課(平日、土日祝日、24時間)
・080-2470-8042

滋賀県保健所(平日、8:30-17:15)
・草津保健所 080-2522-3054
・甲賀保健所 080-8527-5165
・東近江保健所 080-8318-0938
・彦根保健所 080-2470-8465
・長浜保健所 080-2525-6322
・高島保健所 080-2522-7183

大津市保健所
・077-526-5411(平日8時40分～20時まで)
・080-2409-1856(平日夜間20時～翌8時40分まで、土日祝日24時間)

大阪府
帰国者・接触者相談センター一覧(別添ファイル)

東京都
「帰国者・接触者電話相談センター」
042-362-2334(東京都多摩府中保健所：平日午前9時から午後5時)
03-5320-4592(都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター：平日17時から翌日9時、土曜日・日曜日・祝日：終日)

一般的な相談は、各自治体のホームページ等を確認ください。




2020年2月26日 追記

連日、ニュース等で報道されている新型コロナウイルス感染症は、現段階では日本において、流行が認められている状況ではありませんが、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に一人一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとて重要になります。各自で感染症対策に努めていただくようお願いします。

- ※外出から戻ってきた際の手洗い・うがい
- ※人混みの多い場所には近づかない
- ※人混みの多い場所に行く場合はマスクを着用 など

咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、速やかに医療機関にて受診してください。もしも、中国湖北省から帰国・入国された方と接触があった場合は、保健所に連絡したうえで、医療機関で受診し湖北省に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

以上、よろしく申し上げます。

-  [感染症対策.pdf](#) [詳細](#) 899 KB
-  [政府発表 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針.pdf](#) [詳細](#) 333 KB
-  [大阪府帰国者・接触者相談センター一覧.pdf](#) [詳細](#) 46 KB

初回 2020年2月5日 掲示

2020年3月5日揭示

【注意】新型コロナウイルス感染症について No.2

2月までは京都府下では、中国籍の方2名の感染者報道でしたが、3月に入ってから日本人3名の感染発表がありました。ニュースなどでも報道されていますが、そのうち1名の方が当社京都工場近くのマクドナルドにて勤務されていたとのことです。

行政発表によると今までの感染経路の特徴として、これまでに国内で感染が明らかになった方のうち8割の方は、他の人に感染させておらず、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されているとのことです。

通勤で公共交通機関を利用している方は、現時点では仕方ないですが、イベントなどで、換気が悪く、不特定多数の人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まる場所に行くことは避けてください。

現時点での感染拡大の予防策としては、

- ・こまめなうがい・手洗いの励行
- ・咳エチケットの実施
- ・事務所/作業場所等の換気
- ・発熱等の風邪症状がある場合は、無理に出勤・外出しない
- ・人混みの中にはできる限り行かない 行かなければならない場合はマスクの着用などを実施してください。

・37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合（※高齢者や基礎疾患等のある場合は、上の状態が2日程度続く場合）は、直接、医療機関へ受診せず、事前に行行政機関に問い合わせの上、相談してください。（問い合わせ先は2/26 揭示追加分）

産業医の先生からは

- ・現在、実践されている基本的な対策は継続のこと。
 - ・注意喚起としては、目や口、鼻等の粘膜に触れないように。
 - ・必要最低限以外の出張等は控えるのも対策の一つ。
 - ・高齢者をはじめ、糖尿病や心臓、肺などに持病がある方は重症化しやすく特に注意が必要。しかし、それ以外の方は感染に対し感染対策、注意はとても重要で必須だが、過度に怖がりパニックになることは問題である。
 - ・よく言われていることだが、自身の免疫力を高めるようバランスのとれた食事や規則正しい睡眠等で体力を落とさないことも大切。
- とのことでした。

マスク・消毒液などが会社でも購入できない状況が続いている事に加え、先週に SNS などで拡散されたトイレトペーパー・ペーパータオル・ティッシュペーパーも現時点では購入が難しい状態となっています。政府・メーカーなどは在庫は十分にあるとの報道をされていますが、収束する状況は今のところ見えておりません。各自においては、無駄遣いをしないご協力をよろしくお願いします。

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために厚生労働省 2020.3.1.pdf

新型コロナウイルス感染症_市民向けハンドブック_20200225_1.pdf

 [新型コロナウイルス感染症_市民向けハンドブック_20200225_1.pdf](#) [詳細](#) 1587 KB

 [新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために厚生労働省 2020.3.1.pdf](#) [詳細](#) 545 KB

2020年3月9日揭示

【注意】新型コロナウイルス感染症について No.3

各位

関西では、大阪のライブハウスを利用された方で感染が広がっています。

本人・ご家族・知り合い等で、下記のライブハウスで開催されたコンサートに参加された方は、体調の如何に関わらず、専用相談窓口、帰国者・接触者相談センターへ相談してください。

大阪京橋ライブハウス Arc

2月15日（土曜日）午後6時30分開演 午後9時頃終了
2月16日（日曜日）午後5時30分開場 午後6時開演

Soap opera classics Umeda

2月19日（水曜日）午後6時開演 午後9時頃終了
2月23日（日曜日）昼の部 午後1時開演 午後3時頃終了
夜の部 午後7時開演 午後9時頃終了
2月24日（月曜日）午後7時から午後9時頃まで

Live House Rumio

2月18日（火曜日）午後7時から午後10時頃まで

americamura FANJ twice

2月21日（金曜日）午後7時から午後9時頃まで

専用相談窓口、帰国者・接触者相談センター

受付時間：平日・土・日・祝日 24時間対応
電話番号：075-414-4726

以上

2020年3月31日揭示

新型コロナウイルス感染症について No.4

世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大しています。
感染していても無症状のケースが報告されており、感染に無頓着であると加害者になり得る可能性があります

また、万が一、社内で感染者が出ると事業所の一時閉鎖など、自社は勿論、周囲にも大きな影響を与えてしまう危険性を認識した上で、各自慎重な対応をお願いします

- ・手洗い、手指などの消毒、うがい、咳エチケットの徹底をしてください
- ・定期的に室内換気を実施してください
- ・屋内の人混みはできるだけ避け、外出時にはマスクを着用してください
(できればメガネの着用も)

※ 発熱がある場合は、入社せず自宅待機にて静養してください
(同居の家族が発熱の場合も含む)

※ 発熱で休む連絡を受けた方は、確認票の項目内容を確認してください

- ・症状が改善しない場合や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせし、会社に結果を報告してください。
※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

今回、発熱等新型コロナウイルス感染の可能性で会社を休んだ場合の勤怠及び給与等の取り扱いは下記の通りとします。

※本人が発熱で会社を休んだ場合

コロナウイルスに罹患・・・指定感染症として欠勤扱い

欠勤期間の給与支払いはしないが、社会保険加入者は傷病手当金の請求が可能

3日間の待機期間ののち4日目から支給される

(待機期間の給与支払は無し 本人の申し出により有給休暇の取得は可能)

通常の風邪等の場合・・・欠勤扱いとして、給与・賞与規定第22条に基づき休業手当を支給
本人の申し出により有給休暇の取得は可能

※同居の家族が発熱で会社を休んだ場合

コロナウイルスに罹患及び通常の風邪等の場合とも

・・・欠勤扱いとして、給与・賞与規定第22条に基づき休業手当を支給
本人の申し出により有給休暇の取得は可能

・休業手当支給とする場合は、病院の領収証等受診したことがわかる書類を提出してください

・年次有給休暇を取得する場合は、通常の病欠扱いとしますので書類提出は不要です

休業手当は、直近3ヶ月間の給与総額を暦日で除した金額の60%になります

例) 基本給200,000円 通勤手当5,000円の場合

1 月度諸手当込み支給額 250,000円 12/16~1/15 31日

2 月度諸手当込み支給額 230,000円 1/16~2/15 31日

3 月度諸手当込み支給額 260,000円 2/16~3/15 29日

計 740,000円

計 91日

740,000円÷91日×60%=4,879円

休業手当

今年の日数 - 年間休日

200,000 円 ÷ (366 日 - 112 日 ÷ 12 か月) = 9,448 円 (1 日当たりの賃金)

休業手当は、1 日当たりの賃金分を控除し、休業手当を支給することになります。
上記の例では 9,448 円控除し、休業手当として 4,879 円を支給します。

新型コロナウイルス感染症は、無症状のケースや一気に重篤化してしまう
ケースなどが報告されており、まだまだ未知な部分が多い状態が続いています。
今一度、身近なところに感染リスクが潜んでいることを十分認識し、

1. 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染対策の徹底
2. 3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話等をする密接場面）をできる限り避ける

改めて、感染防止のための対策の徹底をお願いします。

 [発熱者確認票.pdf](#) [詳細](#) 601 KB

2020年4月2日揭示

【重要】 社長通達-01 (新型コロナウイルス関連)

新型コロナウイルスに関連して、社長通達がありましたので連絡します。

各自、内容確認の上、対応の徹底をお願いします。

新型コロナウイルスの感染が各地で急速に拡大しています。

感染していても無症状のケースもあることから、自分が感染していると仮定して他の人に感染させない行動をプライベートでも各自、取ってください。

3つの密を避けての行動

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多数が集まる密集場所
- ・間近で会話などをする密接場面

 [社長通達-01.pdf](#) [詳細](#) 665 KB

 [gaisyutujionegai.pdf](#) [詳細](#) 1228 KB

2020年4月10日掲載

新型コロナウイルス感染症について No.5

連日、新型コロナウイルス感染拡大の報道がされており、大阪府・兵庫県が緊急事態宣言対象地域になったことから、京都府でも緊急事態宣言に準じた対応をするように言われています
本日のニュースで京都府・愛知県が政府に緊急事態宣言対象に追加要請することが報道されていました

感染者の中でも感染経路不明の方が日に日に増えており、感染していても無症状の報告もあることから自分では無意識のうちに感染を広げているケースが考えられ、感染に対して無頓着していると加害者になり得る可能性が大いにあります

万が一、社内で感染者が出ると事業所の一時閉鎖など、自社は勿論、周囲にも大きな影響を与えてしまう危険性を十分に認識した上で、各自慎重な対応をお願いします

- ・ 手洗い、手指などの消毒、うがい、咳エチケットの徹底をしてください
手洗い・うごいは休憩時間は必ず実施し、できれば1時間に1回程度実施してください
- ・ 事務所・会議室・作業場などを定期的に室内換気をしてください
- ・ 業務中及び公共交通機関での通勤時はマスクを着用してください
(目・口・鼻などの粘膜から感染することからできればメガネの着用も)
- ・ 食事・休憩時などはできるだけ席の間隔を空けて座るようにしてください
- ・ プライベートでは不要不急の外出は控えるようにしてください

以上

2020年4月14日揭示

新型コロナウイルス感染症について No.6

本日の朝礼で連絡があった内容を含め、再度連絡します。

新型コロナウイルスに感染しない・感染させないためにも、下記の内容を順守ください。

1. 出勤前に自宅で検温し、その時に37.5℃以上の場合は出勤しないでください。
(有給休暇を取りたいが、その時点で有給休暇のない方は、総務部まで連絡ください)
出勤時の検温は継続します。備考欄に自宅で検温した体温を記載してください。
2. 各拠点にまたがる会議・打ち合わせについては、拠点間移動をして集まることは極力避け、テレビ会議を基本としてください。
3. お客様からの要請があった場合を除き、不要不急の外出・出張は控えてください。
訪問時は必ずマスクを着用し、帰社後はうがい・手洗いを実施してください。
4. 手洗い、手指などの消毒、うがい、咳エチケットを徹底してください。
手洗い・うがいは休憩時間は必ず実施し、できれば1時間に1回程度実施してください。
5. 事務所・会議室・作業場などを定期的に室内換気をしてください。
6. 業務中及び公共交通機関での通勤時はマスクを着用してください。
(目・口・鼻などの粘膜から感染することからできればメガネの着用も)
7. 食事・休憩時などはできるだけ席の間隔を空けて座るようにしてください。
8. プライベートでも不要不急の外出は控えるようにしてください。

以上

2020年4月16日揭示

新型コロナウイルス感染症について No.7

政府より新型コロナウイルスの緊急事態宣言を5月6日まで全都道府県に拡大するとの表明がありました。

社員の方は、自分のいる建屋以外へ移動することは極力避け、特別急ぎでない要件などはまとめて連絡するなどの配慮をしてください。(できるだけ電話・メールを利用)

外部の方との接触は、必ず検温・マスクの着用・手指の消毒をしてもらってから、対応するように徹底願います。
マスクを着用していない方とは接触しないようにしてください。

極力玄関等で用件をすますようにしてください。緊急事態ですので、できるだけ言葉は交わさず、話をする場合は距離を取って話をするようにしてください。

設備等のメンテナンスでどうしても社内で作業をしなければならない場合などは、入館の際に検温の上、入館記録表に記入し、マスクの着用・手指を消毒してからの入館を徹底してください。

外部の方との打合せは、電話・メール・テレビ会議を基本として、対面での打合せはしないようにしてください。

以上

2020年4月17日揭示

新型コロナウイルス感染症について No.8 (マスクの着用・打合せ時の換気について)

先日、業務中等のマスク着用の連絡をしましたが、正しく着用していない方が見受けられます。

正しく着用しないと効果が半減しますので、マスクは正しく着用してください。

1. ゴムひもで固定し、鼻、口、顎を覆う。特に鼻と口の両方を確実に覆うことがポイント。
2. 鼻の部分を押さえてフィットするよう調節する。
3. 隙間がないように調整する。

特に鼻を出してマスクをしている方が見受けられます。

政府からは3つの密(密閉・密集・密接)を作らないように言われていますが、打合せ時などで集まらないといけない場合は、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、換気に気をつけてください。

必ず、窓・ドアなどを開放して打合せなどをするようにしてください。

以上

2020年4月20日揭示

新型コロナウイルス感染症について No.9

連日、コロナウィルス感染症の事が報道されていますが、今のところ、終息の目途はたっておりません。

万が一、感染した場合は2週間前からの行動履歴を確認されるとのことで、人間の記憶はあやふやなため、今日から日々の行動を記録するようにお願いします。(全員対象でできれば4/13に遡って記録)

通常に業務の場合は、通常業務と記入いただき、おおむね30分以上の打合せ等をした場合は、時間・場所・メンバー・内容を記入してください。(外部の方との面談も含む)

事務職の方は、パソコンにファイルを保存し入力していただいたら結構ですが、保存場所は“マイドキュメントへ”、氏名_行動履歴確認表.xlsxのファイル名として下さい。
現場等の方は、手書きでも結構ですし、共有パソコンに各自のファイル名で保存してもらっても結構です。(保存場所はマイドキュメントにて)

手書きの場合は、万が一、感染した場合に会社へ提出できるよう、各自で保管して下さい。
記入用紙は、各事業所の総務課の指示に従ってください。

会社だけでなく、プライベートの事も何かに記録しておくようにお願いします。(後で自分の行動履歴が判るようにしておいてください)
行動履歴確認表に記入していただいても結構です。
あくまでも感染した場合の濃厚接触者を把握するためですので、“誰”と“移動手段は何”で“何処へ行ったか”を記録しておいてもらえば結構かと思われまます。(感染時に保健所等行政機関が行動履歴を確認されるそうです)

また、社内で感染者が出た場合に、濃厚接触者は自宅待機等の処置になる可能性が大きく、その際に在宅勤務ができる業務の場合は、自宅のパソコンから会社のパソコンをリモートで接続して業務が出来ないかと考えています。
(ノートパソコンが準備できるか確認中ですが、現状未定です)
については、自宅のパソコン状況を確認しますので、ご協力願います。
締切：4/23(木) 確認対象者は総務部からメールを送りますので、
確認の上、返信ください。
確認対象者：各事業所事務職にて会社からデスクトップパソコンを貸与されている従業員(東京営業所は除く)

以上

 [【様式1】行動履歴_確認票.xlsx](#) [詳細](#) 17 KB

2020年5月28日揭示

新型コロナウイルス感染症について No.12

2020/5/26 付の社長通達を受け、

※勤務時間中・外出中はマスクを着用してください

と記載していますが、これからの季節は暑くなりますので、マスクで顔半分を覆っていることから、熱の放出が十分にできにくく、熱中症のリスクが高くなると言われています。またマスク着用時は体内に熱がこもりやすく、マスク内の温度が上がることでのどの乾きに気付きにくくなるため、水分補給の回数が少なくなり、熱中症のリスクが高まります。

これらの事から建物内は原則マスク着用としますが、咳やくしゃみなどの症状が無い場合で、1人で屋外で作業などをする場合はマスクを外しても構いません。

複数人で作業する場合は、咳エチケットを守り、人との間隔を十分に取って(概ね2m)、会話は最小限にとどめてください。

人との間隔が取れない場合は、原則マスクを着用してください。

のどの渴きを感じる前に水分補給をするように心がけてください。

カフェインを多く含むコーヒー・緑茶などは利尿作用があるため、水分補給には適しません。

熱中症の症状

- ・めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い。
- ・頭痛、吐き気、おうと、けんたい感、虚脱感、いつもと様子が違う。

重症になると・・・

- ・返事がおかしい、意識消失、けいれん、体が熱いなど

熱中症が疑われる人を見かけたら

- ・涼しい場所へ移動させる。
- ・冷却・・・衣類を緩めて楽にさせる。水をかける、風を送るなどして体を冷ます。
- ・水分・塩分の補給・・・スポーツドリンクや経口補水液、食塩水を飲ませる。
- ・医療機関へ運ぶ・・・自力での水分補給ができない、意識がはっきりしない場合は急いで医療機関へ搬送する

以上

 [熱中症の応急処置.png](#)

詳細 171 KB